

第2章 本計画の位置づけ・対象区域・計画期間

2.1. 本計画の位置づけ

本計画は、上位計画を「第2次吉野ヶ里町総合計画」、関連計画を「吉野ヶ里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「第2次吉野ヶ里町地域福祉計画」「吉野ヶ里町観光戦略計画」とするものである。

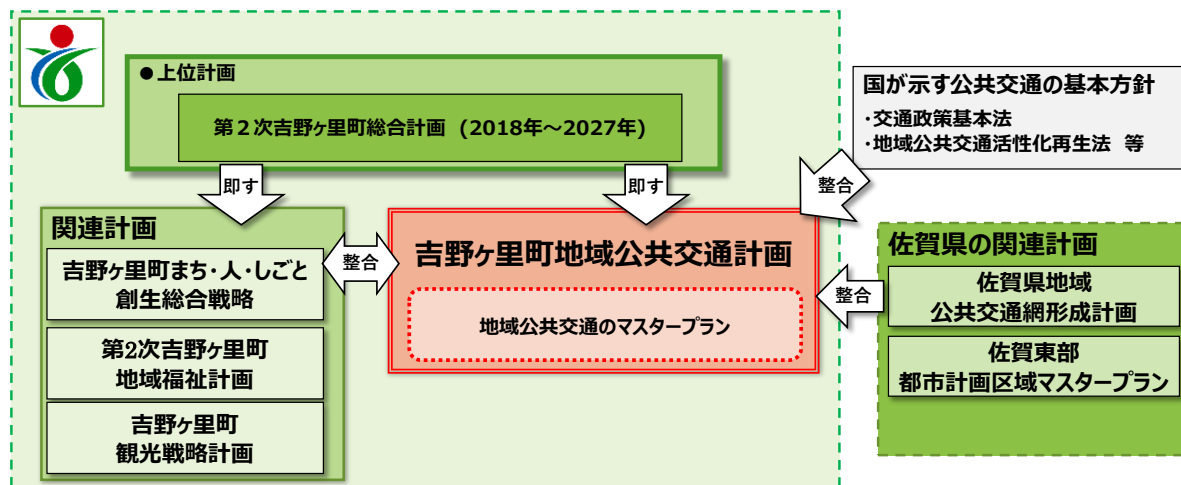


図 2-1 吉野ヶ里町地域公共交通計画の位置づけ

2.2. 計画の対象区域

吉野ヶ里町全域

なお、通勤・通学等の日常生活の範囲は、佐賀市、神崎市、鳥栖市、久留米市、三養基郡にわたり、吉野ヶ里町と跨いで地域間幹線補助系統の路線バスが運行されているため、このことを念頭に置いた移動の利便性確保に努める。

2.3. 計画期間

今後策定する予定である「第2次吉野ヶ里町総合計画後期基本計画」の計画期間と整合を取り、令和4年4月から令和10年3月までの6年間を計画期間とする。